

練馬区監査委員公表第2号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果をつぎのとおり公表する。

平成31年3月1日

練馬区監査委員

山	中		協
峯	岸	芳	幸
小	泉	純	二
斉	藤	静	夫

**弁護士報酬経費に係る損害賠償等措置請求  
監査結果**

(平成31年2月)

**練馬区監査委員**

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

練馬区 A

### 2 請求書の提出

平成30年12月20日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区職員措置請求書」（平成30年12月19日付け。別紙1）および「住民監査請求に関する意見書」（平成31年1月4日付け。別紙2）による主張事実の要旨および措置請求は、つぎのとおりである。

#### 主張事実の要旨

請求人は練馬区に対し訴訟を提起したが、練馬区長前川耀男は、区長本人および練馬区職員の不法行為等を隠蔽するために、違法な行為により請求者の全財産を奪ったB弁護士との間で訴訟委任契約を交わし、公金を使用して弁護士報酬を支払った。

練馬区長はB弁護士が犯罪者であると知った上で、練馬区と委任契約を締結し、公金を使用することは、違法または不当な行政執行である。

ア B弁護士は犯罪者である。

(ア) B弁護士は、練馬区長のゴム印の署名・印を偽造した訴訟委任状を作成し、訴訟代理人に成り済まし、違法な訴訟行為をした。

(イ) B弁護士は、無報酬にて練馬区長の事件を受託しているので、公務員に対する贈賄に当たる。

(ウ) 練馬区は、B弁護士との間で、着手金・報酬金を「単価契約（著しく低廉な金額）」で決定した。また、通常、訴訟事件に関係のない弁護士に訴訟委任すべきところ、練馬区は訴訟事案の当事者であるB弁護士を選任した。これにより、練馬区は、B弁護士が犯罪者であることを熟知していた。

イ 練馬区およびB弁護士間の訴訟委任契約は、公共性・公正性を欠く違法な契約である。

(ア) 請求人が特別区人事・厚生事務組合および同組合職員を被告として提訴した訴訟とは全く関係のない弁護士に訴訟委任すべきところ、練馬区が、当該訴訟の訴訟委任状を偽造した張本人であるB弁護士に訴訟委任をしたことは、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が要求される公共性および適正な契約に反する違法または不当な契約である。

- (4) 弁護士報酬の具体的な金額は、個別具体的な事案の客観的事情を基に、弁護士と委任者との協議によって決定されるべきところ、個別具体的な事案の客観的事情を考慮せず、弁護士報酬を単価契約とすることは、公正性、経済性、適正履行を欠く違法な契約である。

請求人の求める措置請求

ア 練馬区とB弁護士との委任契約に対しての、契約の解除、無効の確認、取消しなどの措置

イ 練馬区が被った損害（弁護士報酬額の支払）を補填するための必要な措置

#### 4 要件審査

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に定める法定要件を具備しているものと認め、平成30年12月26日にこれを受理した。

#### 5 暫定的停止勧告に関する判断

本件財務会計行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により練馬区に生じる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとは認められないことから、法第242条第3項の規定による暫定的停止措置の勧告は必要ないと判断した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

主張事実の要旨からつぎの事項を監査対象事項とした。

なお、下記 に係る経費の支出は、本件措置請求を受理した日において行われていなかったため、監査対象事項としなかった。

国家賠償請求事件に係る訴訟委任契約（単価契約）の締結（契約日：平成30年2月7日）

国家賠償請求事件に係る訴訟委任契約（単価契約）の締結（契約日：平成30年4月1日）

上記 に係る経費の支出（支出命令日：平成30年4月9日）

### 2 監査対象部課

総務部文書法務課、総務部経理用地課

### 3 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年1月15日に証拠の提出および陳述の機会を設けたところ、請求人からは陳述を欠席する旨の申出があり、平成31年1月4日付けの「住民監査請求に関する意見書」の提出があった。

### 4 監査対象部課からの監査資料の提出

監査対象部課に監査資料の提出を求めたところ、平成31年1月10日付けで総務部長から「住民監査請求に基づく監査資料」（別紙3）の提出があった。

## 第3 監査の結果

監査の結果、合議により、本件請求については請求人の主張には理由がなく、措置請求は認められないので、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査対象部課の見解および判断について述べる。

### 1 事実関係の確認

2件の契約について

本件契約の概要は、つぎの表のとおりである。

(表1)

件名	国家賠償請求事件に係る訴訟委任契約（単価契約） （契約番号：第17304107号、契約日：平成30年2月7日）
契約金額	着手金（単価契約） 報酬金（単価契約） 実費 本件事件の遂行に必要な印紙代、郵送料その他の手数料、交通通信費の支払に要した金額
契約期間	本件契約締結の日から平成30年3月31日まで
履行場所	東京簡易裁判所、東京地方裁判所、東京高等裁判所ほか
契約締結者	練馬区代表者区長、弁護士B
業務内容	訴訟委任

(表2)

件名	国家賠償請求事件に係る訴訟委任契約（単価契約） （契約番号：第18302660号、契約日：平成30年4月1日）
契約金額	着手金（単価契約） 報酬金（単価契約） 実費 本件事件の遂行に必要な印紙代、郵送料その他の手数料、交通通信費の支払に要した金額
契約期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

履 行 場 所	東京簡易裁判所、東京地方裁判所、東京高等裁判所ほか
契 約 締 結 者	練馬区代表者区長、弁護士 B
業 務 内 容	訴訟委任

本件契約を締結することとなった経緯について

ア 表1 に関して

請求人は、特別区人事・厚生事務組合職員 5 名の第三者の署名による違法行為に対して、同組合に対し訴訟を提起した。訴訟において、同組合が B 弁護士に訴訟委任する際に、訴訟委任状に特別区人事・厚生事務組合管理者印を使用したのは公印の不正使用（刑法（明治40年法律第45号）第165条第2項）に当たり、同組合を管理している練馬区長前川耀男が同組合の管理を怠ったとして、練馬区に対し国家賠償法に基づく訴訟を提起（平成30年 1月15日付け東京簡易裁判所平成30年（八）第10596号）した。

請求人が練馬区を訴えた訴状が、平成30年 1月17日付けにて練馬区に到達し、東京簡易裁判所から同年 2月15日に出頭を命じる旨の呼出状および答弁書催告状も併せて到達した。

そのため、練馬区は、請求人が原告で練馬区が被告である国家賠償請求事件（東京簡易裁判所平成30年（八）第10596号）における当区の訴訟代理人を B 弁護士とする旨を決定し、平成30年 2月 7日付けで同氏との訴訟委任契約を締結した。

イ 表2 に関して

請求人は、上記アに記載のとおり、練馬区に対し国家賠償法に基づき訴訟を提起（平成30年 1月15日付け東京簡易裁判所平成30年（八）第10596号）した。

請求人は、練馬区が B 弁護士との間で訴訟委任契約を締結することなく、訴訟委任状に練馬区長印を使用したのは、公印の不正使用に当たるとして、練馬区に対し国家賠償法に基づく訴訟を提起（平成30年 2月26日付け東京簡易裁判所平成30年（八）第14484号）した。

請求人が練馬区を訴えた訴状が、平成30年 3月 5日付けにて到達し、東京簡易裁判所から同年 4月16日に出頭を命じる旨の呼出状および答弁書催告状も到達した。

そのため、練馬区は、請求人が原告で練馬区が被告である国家賠償請求事件（東京簡易裁判所平成30年（八）第14484号）における当区の訴訟代理人を B 弁護士とする旨を決定し、平成29年度中の訴訟遂行については表1の契約により行うこととし、平成30年度中の訴訟遂行のため、表2の契約を同年 4月 1日付けで締結した。

本件契約の目的について

表1および表2の契約については、いずれも請求人を相手方とした訴訟に係る事件等に関する一切の処理を委任し、弁護士法に則り誠実に委任事務の処理に当たることを目的としている。

本件契約の業務内容等について

ア 訴訟委任に係る業務内容

- ・ 和解、調停、請求の放棄、認諾、復代理人の選任、参加による脱退
- ・ 反訴、控訴、上告、上告受理申立またはこれらの取下および訴えの取下げ
- ・ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第360条（第367条第2項、第378条第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下または取下の同意
- ・ 弁済の受領に関する一切の件
- ・ 代理供託ならびに供託物・同利息の払渡請求および受領に関する一切の件

イ 練馬区との調整

訴訟事務の進捗に応じ、必要に応じて練馬区と対応を十分に協議の上、主張を行う。

ウ 完了確認

判決の言渡しまたは不出頭による終結をもって、訴訟委任による一切の事務処理が終了したものとする。

エ 支払

判決の言渡し等による終結後、契約の相手方からの請求に基づき、所定の単価に基づき、一括して支払うものとする。

本件契約における契約方法および契約金額について

ア 契約方法

- ・ 練馬区では、契約相手に弁護士資格を必要とする場合などは、「特別委託契約（以下「特委契約」という。）」を締結することができることとしている。
- ・ 総務部経理用地課が作成した「契約事務の手引（平成27年6月）」によると、特委契約とは、その委託する内容が特殊であるため、競争性の原理に合致しないだけでなく、相手方との交渉内容も多岐にわたるため、当該契約に係る事業を所管する課長において、金額にかかわらずその契約事務を処理することができる区長契約としている。
- ・ また、特委契約とする要件は、練馬区長が処理する契約事務の補助執行に関する規程（昭和48年12月練馬区訓令甲第20号。以下「補助執行

に関する規程」という。)第3条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合に限られている。本件契約については、第3号に該当するものである。

第3号 契約の内容が医学上または技術上専門的知識もしくは資格を必要とし、かつ、契約の性質上競争に付することが不相当と認められる委託契約

- ・ 契約事務の手引では、「起案 契約締結 契約書作成 検査 支払」の事務手続が詳細に定められている。
- ・ 本件契約内容について確認したところ、経理用地課長への協議が一部行われていなかったものの、相手方弁護士と直接面談した上で、弁護士資格を確認し双方合意の内容で訴訟委任が行われていた。

#### イ 契約金額

- ・ 特委契約で契約を締結する場合、その契約金額については、契約内容の細部について契約の相手方と協議の上、見積書を徴取し、お互いが了承のもとで、契約金額を決定することとされている。
- ・ また、特委契約は契約の内容が特殊であるため、単価契約や総価契約などの定めは設けられていない。
- ・ 本件契約内容について確認したところ、見積書を徴取していなかったものの、契約相手方の弁護士と直接面談し、双方合意の契約単価で決定されていた。

#### 表1に係る経費の支出について

#### ア 履行確認

- ・ 委任契約書第4条においては、つぎのように規定している。(注 甲：練馬区、乙：B弁護士)  
乙は甲に対し、判決言渡しまたは不出頭による終結後、後記の着手金および報酬金ならびに実費を、所定の単価に従い、一括して、平成30年3月31日までに請求する。  
甲は前項の乙の請求のあった日から30日以内に支払うものとする。  
甲は乙に対し、後記の着手金および報酬金ならびに実費を乙の指定口座に振り込む方法により支払う。
- ・ 本件契約に係る経費の支払の履行を確認したところ、本件委任契約に係る訴訟(平成30年1月15日付け東京簡易裁判所平成30年(八)第10596号)は、同年3月16日に擬制取下げにより終結し、契約の相手方であるB弁護士から同月29日付けで契約に基づく着手金、報酬金および実費の請求があった。



## イ 支払

上記アに記したように、委任契約書の規定に沿って履行確認が行われ、平成30年4月9日付けで支出命令が行われていた。

## 2 監査対象部課の見解ならびに反論および主張

平成31年1月10日付けで総務部長から提出された監査資料の内容は、概ねつぎのとおりである。

### 【文書法務課】

練馬区を被告とする訴訟対応について

練馬区を被告とする訴訟が提起された場合、特別区人事・厚生事務組合法務部（以下「法務部」という。）に訴訟事務の受任を依頼するか、当該事件に精通している弁護士に訴訟委任を依頼するかのいずれかにより対応している。

本件訴訟への対応および訴訟委任契約について

本件訴訟については、法務部では受任できないとの回答があった。そして、本件のような事案に精通している弁護士としてB弁護士の情報を得て、同弁護士と直接面談した上で、本件訴訟を委任するにふさわしい弁護士であると判断し、受任を依頼したところ、同弁護士から承諾が得られたため、双方合意の内容で訴訟委任契約を締結した。

なお、報酬経費については、本件訴訟と同様の事案の例を参考に双方合意の上、決定した。

措置請求に対する反論、主張等およびその理由、根拠等

ア 練馬区は、B弁護士との間で、練馬区を委任者、同弁護士を受任者として訴訟委任契約を締結し、本件委任契約に基づき報酬を支払った。

イ 本件委任契約は、訴訟委任という業務内容が、弁護士資格と法律の専門知識を必要とし、契約の性質上競争に付することが適さないものであることから、補助執行に関する規程第3条に規定する特委契約とした。委任契約の締結に当たっては、庁内で適正な手続を経ている。

ウ 練馬区が知る限りで、B弁護士が犯罪または不法行為を行ったとの事実はない。

エ 請求人は、B弁護士が練馬区長のゴム印の署名・印を偽造した訴訟委任状を作成し、訴訟代理人に成り済まし、違法な訴訟行為をしたと主張するが、同弁護士が偽造等をした事実はない。なお、当該訴訟委任状は、区長個人が作成名義人であるところの私文書であり、私文書は本人の押印があれば真正に成立したものと推定されるものであるから（民事訴訟法第228条第4項）、押印があれば署名がゴム印であったとしても特段の

問題はない。

オ 請求人は、B弁護士は、無報酬で練馬区長の事件を受託しているので、公務員に対する贈賄に当たると主張しているが、無報酬での受任という事実はない。

カ 単価契約であることは事実であるが、単価契約であることは何ら問題ない。

キ B弁護士への訴訟委任については、練馬区は同弁護士が弁護士資格を有していることを確認した上で委任しているので、違法でも不当でもない。

ク 以上により、本件委任契約は違法または不当な契約の締結には該当しない。したがって、本件委任契約に基づいて行われた弁護士報酬の支払も違法または不当な公金の支出には該当しない。本件請求には理由のないことが明らかであるから、本件請求は直ちに棄却されるべきである。

#### 【経理用地課】

訴訟の委任契約について

ア 練馬区長が契約締結権者となる契約に関する事務のうち、委託する内容が特殊な契約で一定の要件を満たしたものは、補助執行に関する規程第3条において、当該契約に係る事業を所管する課長が処理することができるとしており、これを特委契約と称している。

イ 訴訟委任契約は、受託者が弁護士資格を有する必要があること、および同種の訴訟に精通した弁護士に依頼する必要があるため、競争入札に付することは適さない契約であることから、補助執行に関する規程第3条第1項第3号に基づく特委契約としている。

ウ 本件訴訟委任契約も、特委契約として文書法務課長が処理したものであり、適法かつ適正なものである。

### 3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象部課からの関係書類の調査等に基づき、本件措置請求についてつぎのとおり判断する。

練馬区長が、B弁護士を犯罪者と知った上で、練馬区と訴訟委任契約を締結し、公金を使用することは、違法または不当な行政執行であるという主張について

ア 請求人は、B弁護士が犯罪者である理由として、同弁護士は練馬区長のゴム印の署名・印を偽造した訴訟委任状を作成し、訴訟代理人に成り済まし違法な訴訟行為をしたと主張している。

請求人が偽造文書であるとして提出した訴訟委任状（写）（平成30年

2月19日付け東京簡易裁判所平成30年（八）第11778号）は、区長個人が作成名義人の私文書であり、私文書は民事訴訟法第228条第4項の規定により、本人の押印があれば真正に成立したものと推定される。請求人からの証拠等では、推定を覆す事実も認められない。

したがって、本件においては訴訟委任状が偽造であるとの事実は認められないから、練馬区長のゴム印の署名・印を偽造したとはいえない。

また、訴訟委任状が偽造であるとの事実は認められないから、同弁護士が訴訟代理人に成り済まして違法な訴訟行為をしたとはいえない。

イ 請求人は、B弁護士が犯罪者である理由として、同弁護士が無報酬にて練馬区長の事件を受託しているのを、公務員に対する贈賄に当たると主張している。

しかし、請求人からは、無報酬にて受託しているとの事実を確認できる証拠等が示されていないことから、公務員に対する贈賄に当たるとはいえない。

ウ 請求人は、通常、訴訟事件に関係のない弁護士に訴訟委任すべきところ、練馬区は訴訟事案の当事者であるB弁護士を選任した。これは、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が要求される公共性および適正な契約に反する違法または不当な契約であると主張している。

練馬区が訴訟を、誰に委任するかについては、練馬区の判断に委ねられている。担当部課では、相手方弁護士と直接面談した上で、弁護士資格を確認し本件訴訟を委任するにふさわしい弁護士であると判断し、受任を依頼、同弁護士から承諾を得て、双方合意の内容で訴訟委任契約を締結しており、適正に事務を執行していると認められる。

したがって、本件契約は、公共性および適正な契約に反する違法または不当な契約であるとはいえない。

エ 請求人は、練馬区が、B弁護士との間で着手金・報酬金などの弁護士報酬を「単価契約（著しく低廉な金額）」で決定することは、公正性、経済性、適正履行を欠く違法な契約であると主張している。

練馬区は、本件のような訴訟委任契約を特委契約とすることができることとしている（補助執行に関する規程第3条）。特委契約においては、単価契約や総価契約などの定めは設けていない。

本件契約にあっては、契約相手方の弁護士と直接面談し、本件訴訟と同様の事案の例を参考に双方合意の上で報酬単価等を決定していることから、本件は、練馬区の規程に基づき適正に契約事務を執行していると認められる。

したがって、弁護士報酬を単価契約とすることは、公正性、経済性、適正履行を欠く違法な契約であるとはいえない。

オ 請求人は、練馬区がB弁護士は犯罪人であることを熟知していたと主張している。

上記アおよびイのとおり、同弁護士が犯罪者であるとは認められない。また、ウおよびエのとおり、同弁護士との委任契約は違法または不当な契約であるとはいえない。

したがって、練馬区が同弁護士は犯罪者であることを熟知していたとはいえない。

カ 本件契約に係る支払は、本件委任契約に係る訴訟が平成30年3月16日に擬制取下げにより終結し、契約の相手方から同月29日付けで着手金、報酬金および実費が請求され、同年4月9日付けで支出命令が行われており、適正に事務を執行していると認められる。

したがって、本件支払は、違法または不当な行政執行とはいえない。

これらのことからすると、B弁護士は犯罪者とはいえないこと、本件契約は、練馬区の規程に基づき適正に契約事務を執行していると認められることから、同弁護士と契約を締結し、公金を使用することは、違法または不当な行政執行とはいえないことが認められる。

請求人は、本件委任契約の解除、無効の確認、取消し等の措置を講ずること、本件委任契約締結に伴い練馬区が被った損害の補填を講ずることを求めているが、上記のとおり請求人の主張には理由がないものと判断する。よって、本件請求は棄却するのが相当である。

【注】別紙1～3の添付は省略した。